平成３０年（フ）第２６４号
福岡県中間市中間１丁目７番28号
債務者　三浦　郁夫
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５３号
岡山県総社市泉３番地21
債務者　片岡　賢二
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　孝文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２２８号
北九州市門司区春日町22番19号　医療法人社団養寿園春日病院内、住民票上の住所北九州市門司区中町１番62―502号
債務者　福西　吉彦
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　大将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９７号
北九州市戸畑区夜宮３丁目10番６―303号
債務者　嶋田　竜二
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２６１号
北九州市八幡西区永犬丸３丁目15番１号（A101）
債務者　大前　良一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２７号
福岡県行橋市宮市町２番５号　特定医療法人起生会大原病院、住民票上の住所福岡県豊前市大字塔田88番地
債務者　池田　健治
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
群馬県高崎市北双葉町６番１号　県住Ａ棟28号
債務者　竹内　小春（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５０号
京都府福知山市字長田205番地の128
債務者　古賀　智明
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成３０年（フ）第２６８号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿59番地４（２―303）
債務者　中原千惠子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大神　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目６番18―306号
債務者　日髙　豊子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多淳太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
函館市上野町36番12号　ロジングポンプ101
債務者　野村英里香
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳴本　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５０号
群馬県太田市新田上田中町933番地１
債務者　堀越　佳男
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第６９７号
横浜市都筑区中川１丁目17番６―602号
債務者　村山　盛史
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７４号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目７番10―101号
債務者　東條　正人
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２１３号
北九州市八幡東区西台良町１番11号（２Ｆ）
債務者　中山　美幸
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７６号
函館市陣川町122番地46
債務者　木田智友子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１１６号
函館市日吉町２丁目17番２―１号
債務者　井ノ川　勲
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
函館地方裁判所